

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	上下水道部浄化センター
契約締結年月日	令和7年12月1日
修繕名	東部浄化センター監視制御設備整備修繕
修繕の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置用蓄電池の取替 長寿命鉛蓄電池 (MSJ-200) 54 個 ・1-2 系 MLSS 計の取替 検出器: SOLITAX 変換器: SC4500
契約金額(税込)	金 9,900,000 円
契約の相手方	株式会社日立ハイテクフィールディング 中部支店
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 (該当する□欄に印をつけること)
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	当該蓄電池は、予期せぬ停電等の異常時に電力を供給し続けるためのものであり、現在、交換推奨時期である目標耐用年数を超え、非常に稼働しない恐れがあるため交換する必要がある。 また、MLSS計は、浄化センター運転管理上欠くことのできない計装設備の一つであり、その計測精度も高度なものが要求されるが、現在、当該機器が経年劣化により故障している。 これらの修繕に当たっては、浄化センターの運転に支障のないよう確実に行うことができるものによって行われる必要があり、その契約内容の特殊性から競争入札は適さないため随意契約とし、設備の設計施工を行った株式会社日立製作所の保守業者である同社を選定した。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、上下水道部浄化センターです。